

「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想策定支援業務」に関する質問回答

令和2年6月24日

No	掲載ページ	項番	内容	回答
1	募集要領 P1	第 2.1.(1)	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、納税の猶予制度の特例を申請中もしくは適用されている場合、代表企業としての応募資格を満たしていると考えてよいか。	お見込みのとおり。
2	募集要領 P3～4	第 4.2.(1).ハ 第 4.3.(2).ハ.(ハ)	代表者となる事業者単体で、応募資格を満たしている場合にも、再委託先の実績は、参加申込の時点で、様式第 4 号に記載する必要がありますか。また、企画提案書のハ.(ハ)中に記載してもよいか。	様式第 4 号は提案者が応募資格等を満たしているかを確認することを目的としているため、代表者となる事業者単体で応募資格を満たしている場合は記載不要です。 なお、企画提案書に再委託先の実績を含め、同種・類似業務の履行実績を記載することは可能ですが、審査の公平性を確保するため、記載件数を 5 件までとします。
3	募集要領 P4	第 4.3.(2).イ	表紙に押印は必要か。	代表者印を押印の上、ご提出願います。
4	募集要領 P4	第 4.3.(1).イ	企画提案書の各紙面において、会社名、部署名、個人名の記載は可能と考えてよいか。	各ページに記載も可能ですが、表紙には、企画提案募集要領に定める事項を必ず記載願います。
5	募集要領 P4	第 4.3.(1).イ	企画提案書の各紙面において、文字の大きさ（最低サイズ）等の指定はあるか。	特に指定はありませんが、選定委員が読みやすいよう配慮願います。
6	募集要領 P4	第 4.3.(2).イ	企画提案書のページ数の 10 ページ以内は、(2) 企画提案書の構成のうち、ハ 提案者の概要、ニ 企画提案の内容、ホ 業務実施体制までのページ数の合計が 10 ページ以内ということによいか。	お見込みのとおり。
7	募集要領 P4	第 4.3.(1).ロ	概算見積書について、指定様式に基づき作成するものとし、別に押印した表紙等は不要と考えてよいか。	お見込みのとおり。
8	募集要領 P4	第 4.3.(2).ハ	複数事業者による提案の場合であっても、(イ) (ロ) (ハ) 共に事業代表者のみ記載する理解でよいか。	(イ) 及び (ロ) についてはお見込みのとおり。(ハ) については、代表者以外の実績も記載可能です。 なお、記載に当たっては、審査の公平性を確保するため、記載件数を 5 件までとします。

9	募集要領 P4	第 4.3.(2).ハ.(ハ)	<p>企画提案書の内容に「同種・類似業務の履行実績」があるが、様式第 4 号でも「同種・類似業務の履行実績」を記載する。審査委員には様式第 4 号も配布されるという理解でよいか。</p> <p>もし配布される場合は、企画提案書に記載する「同種・類似業務の履行実績」は様式第 4 号の内容を簡易にまとめたものでよいか。</p>	<p>様式第 4 号は提案者が応募資格等を満たしているかを確認することを目的としているため、審査委員への配布は予定していません。そのため、企画提案書にも同種・類似業務の履行実績を記載願います。</p> <p>なお、記載に当たっては、審査の公平性を確保するため、記載件数を 5 件までとします。</p>
10	募集要領 P4	第 4.3.(2).ニ.(ハ).③	<p>「集約・複合化施設の想定コンセプト」にある「コンセプト」は、業務仕様書(案)の「(二)基本構想の作成支援ロ集約・複合化施設の基本理念・基本方針の検討」にある「基本理念」(または「基本理念・基本方針」)に相当するものと考えてよいか。</p>	<p>コンセプトとは、提案時点で提案者が考える又は目指す「集約・複合化施設のイメージ」と考えています</p> <p>なお、業務内で行うメリット・デメリットの分析結果を踏まえ、集約・複合化施設の基本理念や基本方針を作成します。</p>
11	募集要領 P5	第 5.1	<p>選定委員会のメンバーの公表は可能か。</p>	<p>委員と提案者との間に利害関係が生じたり、提案者から委員への不正行為目的での接触を防止するため、委員の氏名については事後に公表するものとしています。</p>
12	募集要領 P5	第 5.2.(2).イ	<p>複数事業者による提案の場合は、事業代表者以外(再委託先)の担当者も出席可能か。</p>	<p>お見込みのとおり。ただし、企画提案募集要領に定めた人数以内となります。</p>
13	募集要領 P5	第 5.2.(2).ハ	<p>「事前に提出された書類に基づいて説明を行うこと。ただし、書類のみで分かりにくい点については、補足資料(画像・映像等)を使用して提案内容が分かるよう具体的に説明してもよい。」とありますが、企画提案書の中で使用した写真や図を利用して補足資料をつくる事とし、新たな画像・映像等は追加出来ないと考えてよいか。</p>	<p>補足資料は、書面のみでは分かりにくい点について、視覚的な説明が必要だと考える場合のみ作成可能です。このことから、提案書に使用した画像以外も利用可能です。</p>
14	募集要領 P5	第 6	<p>評価にあたっては記載の通り、企画提案書の内容で評価を行い、参加申込は評価対象外と判断してよいか。</p>	<p>お見込みのとおり。参加申込は提案者が応募資格等を満たしているかを確認するものです。</p>
15	募集要領 P8	第 10.2.(4)・(9)	<p>本業務により得られた成果は、全て県に帰属する及び提出された提案書は(中略)開示することとなることから、受注できなかった落選案についての著作権は、提案者に帰属し、事後の利用や公開について妨げるものではないと解釈できるがよいか。</p>	<p>(4)については、受注者が作成した成果品について述べたものです。</p> <p>なお、提案書を第三者が利用又は公開する場合は、それぞれの提案者に確認を行う必要があります。</p>

16	募集要領 P8	第 10.2.(7)	本業務を受注した後、協力事業者を含めて、将来的に発注される計画や設計等の業務について、受注（参加）することに制限はありますでしょうか。	企画提案募集要領に記載（P8 第 10.2. (7)）のとおり。
17	募集要領 P8	第 10.2.(7)	「本業務を受注することにより、本業務に関する基本設計及び実施設計等の業務の受注資格を喪失することはないものとする」とあるが、この業務の次に予測される基本計画業務についても同様に、受注資格を喪失することはない、と考えてよいか。	お見込みのとおり。
18	仕様書 P1・2	4.(1)・(2)・(3)	企画提案書を作成するに際し、県民会館、NPO プラザ、美術館の、現状図面（配置図、平面図、断面図、立面図程度）は提供可能か。	震災復興政策課 HP に本回答と合わせて、提供可能な資料を掲載しています。 なお、県民会館については、データでの提供が難しいことから、必要な場合は、直接、指定管理者（宮城県民会館管理運営共同企業体代表 公益財団法人宮城県文化振興財団／022-225-8641）に連絡願います。
19	仕様書 P2	4.(2)	NPO プラザを現在使用されている団体および過去の使用団体の履歴、今後の使用予測等は提供可能か。	貸事務所使用団体及びレストラン運営団体については提供可能ですが、使用予測については、現時点で提供可能なデータはありません。 なお、詳細については、業務締結後、必要な資料等について確認の上、可能な範囲で対応します。
20	仕様書 P2	5	本業務の対象敷地（医療センター跡地）の図面は提供可能か。	対象敷地は、現在、独立行政法人国立病院機構の所有地になっており、境界確定を含め県との土地交換手続き中です。そのため、現時点では、県から提供可能な境界確定後の図面はありませんが、業務締結後、業務を遂行する上で必要な図面等は提供します。
21	仕様書 P4	7.(1)	【方向性 1】で、「美術館の現地改修」とは、現行デザインを最大に保持した耐震化機能改善などを意味するか、現地における全面的建替え新築の検討という意味か。もしくはその両方をシミュレートするという意向か。	現地改修とはリニューアル基本方針に基づくリニューアルを意味します（仕様書 P1 を参照）。
22	仕様書 P4	7.(1).イ.(ハ).①	ライフサイクルコストの算定に当たり、現在の県民会館、美術館、NPO プラザの収入及び費用の実績値は提供可能か。可能な場合、過去何年分が対応可能か。	各施設とも 5 年程度提供が可能です。 なお、詳細については、業務締結後、必要な資料等について確認の上、可能な範囲で対応します。

23	仕様書 P4	7.(1).イ.(ハ).①	既存3施設における現状のコストデータは提供可能か。データとは下記のことを指す。 ・既存3施設の過去の修繕・改善履歴の工事内容、工事費 ・既存3施設の維持管理費（光熱水費、保守点検費、警備・清掃費） また、提供可能な場合、過去何年程度の期間のものか。	各施設とも5年程度提供が可能です。 なお、詳細については、業務締結後、必要な資料等について確認の上、可能な範囲で対応します。
24	仕様書 P4	7.(1).イ.(ハ).①	移転新築の場合の地質的な条件とはどのような条件を想定しているか。また、検討に必要なボーリングデータ等の資料は提供可能か。	長町ー利府線断層帯の東側に位置すること及び仙台市地震ハザードマップで想定されている地震による液状化等を想定しています。 なお、業務締結後、県が保有している近隣地のボーリングデータを提供可能です。
25	仕様書 P4	7.(1).イ.(ハ).①	「美術品の仮保管や運搬に係るコスト等を考慮すること」とあるが、受注者単独では想定できず、県側より各種情報※が提供されるとの理解でよいか。 ※対象となる美術品等の条件、保管先や運送業者の紹介等	お見込みのとおり。 なお、詳細については、業務締結後、必要な資料等について確認の上、可能な範囲で対応します。
26	仕様書 P4	7.(1).イ.(ハ).①	宮城県美術館の劣化度もしくは健全度に関する診断結果がある場合、提供は可能か。	提供可能です。 なお、詳細については、業務締結後、必要な資料等について確認の上、可能な範囲で対応します。
27	仕様書 P5	7.(1).ロ	タウンミーティングやワークショップの開催が記載されているが、想定されている人数規模と開催回数について、どのように考えているか。	7.(1).イ メリット・デメリットの分析に当たり、主にソフト面については、県民から幅広く意見を頂くため、複数地域での開催が必要であると考えています。 上記に加え、現状分析や課題の整理等を踏まえ、必要と考える規模や回数を、提案者において検討願います。 なお、業務の実施に当たっては、受注者の提案に基づき、発注者と受注者で協議の上、具体的な開催方法を決定します。
28	仕様書 P5	7.(1).ロ	県民等との対話の場の設定における県民について、対象となるのは各施設の利用者、利用団体、利用者以外の県民、が考えられるが、ここにあげたもの全てが対象になるか。	お見込みのとおり。広く県民を対象にしています。

29	仕様書 P5	7.(1).ロ	タウンミーティングやワークショップ開催にかかる会場費、資料の印刷費、受付や運営等の事務、広報、有識者への謝礼等について委託費に含まれていない(庁内WGと同様に)と考えてよいか。	開催に係る各種経費(会場費、印刷代、広報、謝礼等)は、原則、委託費に含みますが、効率的に業務を実施するために、県が所管する会議室の利用や県公式ウェブサイトでの周知等は可能です。
30	仕様書 P5	7.(1).ロ	委託費に含まれている場合、会場の指定の有無、広報の方法、有識者の選定方法の方針、人数と謝礼額について想定されている数値はあるか。	No.27のとおり、提案者において検討願います。
31	仕様書 P5	7.(1).ロ	県民等との対話の場(タウンミーティングやワークショップ等)には県職員も同席されるという理解でよいか。	お見込みのとおり。
32	仕様書 P.5	7(2)	NPO プラザの移転に向けた方針、検討状況につきましては、業務着手後に提供可能か。	提供可能です。
33	仕様書 P6	7.(2).ホ	意見を聴取する民間事業者の数は想定しているか。	明確な数は想定していませんが、業務目的を達成するためには様々なケースから検討する必要があると考えています。
34	仕様書 P6	7.(2).ト	業務におけるランニングコスト算出に際し、県の類似施設の実績値(人件費含め)を提供されることを前提としてよいか。	当該記載内容については、本県以外の「集約・複合化の類似施設」を想定していますが、本県における類似施設については可能な範囲で対応します。
35	仕様書 P6	7.(2).チ	「跡地の維持管理費用は概算の事業費に含まない」というのは、施設をつくるまでの解体後の更地の維持管理費を含まない、ということか。	お見込みのとおり。
36	仕様書 P7	7.(3)	現時点でのWGの想定参加人数はどの程度か。	対象施設を所管する課室及び事務局としての当課を基本構成として、15名程度です。ただし、議題内容により、適宜、関係課に出席を依頼することがあります。
37	仕様書 P7	7.(3)	現時点でのWGの想定議題はどのような内容か。 WGでは「(1)対象施設に係る施設整備の方向性の整理」および「(2)基本構想の策定」のいずれも議題になるか。	お見込みのとおり。集約・複合化施設(2施設、3施設を問わず)における必要となる機能及び規模等の「ハード面」並びに役割やコンセプト等の「ソフト面」の両面について検討を予定しています。 なお、WGでの検討に当たっては、仕様書に定める業務内容について、委託業者が調査・分析・検討した結果を適宜、報告及び反映の上、進めるものとします

38	仕様書 P7	7.(4)	PPP・PFI 検討調書（簡易検討）の作成支援は、検討候補の1手法について、実施すると考えてよいか。	お見込みのとおり。
39	仕様書 P9	10.(2).ロ	専任とあるが、本業務以外への業務担当を制限するものではないとの理解でよいか	お見込みのとおり。ただし、仕様書に定める職務を適切に履行すること。
40	様式集	様式第4号	「必要に応じて、適宜、表を追加すること。」とあるが、2枚（4件）以内と考えてよいか。	様式第4号は提案者が応募資格等を満たしているかを確認することを目的としています。 実際の審査については、企画提案書及びプレゼンテーションに基づき行われるので、企画提案書にも同種・類似業務の履行実績を記載願います。 なお、審査の公平性を確保するため、企画提案書件数を5件までとしますので、様式第4号も5件までとします。
41	その他	—	本業務の内容を検討したり、諮ったりする外部組織は想定されているか。想定されている場合は、メンバー構成や回数等をどのように考えているか。	現時点で予定はしていませんが、本業務外で県が主体となり、有識者や関係者へのヒアリングを予定しています。
42	その他	—	本事業による対象施設の供用に向けた概ねのスケジュール等があれば提供可能か。	現時点で、再編基本方針 P24 に記載された内容以上のことは決定していません。